

医薬品供給契約特約約款

物品供給契約約款（以下「約款」という。）に定める契約の変更及び契約代金の支払について、次のとおり特約を定めるものとする。

（契約変更の協議期間）

第1条 契約変更の協議期間については、約款第10条第3項の規定にかかわらず、発注者と供給者が協議のうえ定めることとする。

（契約代金の支払）

第2条 前条による協議が行われている間の契約代金の支払については、約款第19条の規定にかかわらず、発注者と供給者が協議のうえ算出した額で支払うこととする。

この場合、協議終了後に締結する変更契約の内容をもって支払済の契約代金の精算をするものとする。